

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。(う)(け)(す)(ほ)

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。(す)
- (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。(す)
- (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。(か)(す)
- (4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。(す)
- (5) 再生資源燃料(別表第8の備考の(5)に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分による発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。(ほ)
  - ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。
  - イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。
  - ウ 3日を超えて集積する場合は、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講ずることができるよう、5メートル以下の適切な高さとする。
  - エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度及び可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に把握すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。(ほ)

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、第32条の2第2項第1号の規定の例により、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。(ほ)
- (2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第8の備考の(9)に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表の備考の(7)に規定する石炭・木炭類をいう。以下同じ。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。(ほ)

区 分	距 離
面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。(ほ)

ア 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分	距 離
面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル(別表第8で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の幅の空気を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁若しくは不燃材料で造った壁に面する場合又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。(ほ)

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

#### 【解説】

本条は、別表第8で定める数量以上の指定可燃物のうち綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準を規定したものである。

1 「綿花類等」に該当する物品は次のとおりである。

- (1) 「綿花類」は、別表第8備考第1号に定めるもので、天然繊維、合成繊維の別は問わず、羽毛もこれに該当する。また、同号の「トップ状の繊維」とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので、製糸工程前の状態のものをいう。

なお、難燃性の判断としては、「45度傾斜バスケット法燃焼試験基準」に適合するものを難燃性を有するものとして取り扱うこととする。

また、不燃性の繊維としてガラス等無機質の繊維が、難燃性の繊維として塩化ビニリデン系のもの等が除外されるものである。

- (2) 「木毛」は、木材を細薄なひも状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材や、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）が該当する。「かんなくず」は、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際出る木くずの一種をいう。これらは、単位重量に対し表面積が大きい綿花類と同様に燃焼しやすい性質がある。また、製材所等の製材過程に出る廃材、おがくず及び木端は該当せず、これらは木材加工品及び木くずの品名に該当する。
- (3) 「ぼろ及び紙くず」は、別表第8備考第2号に定めるもので、繊維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいう。これらには、例えば、古新聞、古雑誌、古ダンボール、用いられなくなった衣類等が該当する。
- (4) 「糸類」は、別表第8備考第3号に定める紡績工程後の糸及び繭であり、天然、合成の別は問わない。これらには、例えば、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。

なお、不燃性、難燃性の判断については、(1)と同様の方法によること。

- (5) 「わら類」は、別表第8備考第4号に定めるもので、わら製品としては、例えば、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。また、同号の「乾燥蘭（い）」とは、蘭草（いぐさ）を乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。

なお、乾燥わら、干し草には自然発火性がある。

- (6) 「再生資源燃料」は、別表第8備考第5号に定めるもので、代表的なものとしては、廃棄物固形化燃料（RDF）のほか、一般的にRPF及び汚泥乾燥・固形燃料と呼ばれるものがある。

### ア RDF (Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として成型、固化され、製造されたもので、燃料用途に使用される。

### イ RPF (Refuse Paper & Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙・廃材・繊維くず等を原料として成型、固化され、製造されたもので、燃料等の用途に使用される。

### ウ 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合あり）として製造され、燃料等の用途に使用される。

指定可燃物の品名として指定されている合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とした場合や木材加工品及び木くずを成型して燃料とした場合は、再生資源燃料には該当しない。

- (7) 「石炭・木炭類」は、別表第8備考第7号に定めるもので、例えば、石炭には、無煙炭、瀝青炭、重炭、亜炭、泥炭で天然に産するもの、木炭には、木を焼いて人為的にこしらえたものが該当する。これらは、自然発火の危険性があり、燃焼発熱量が大きい等の性質を有している。

また、石炭を乾留して生産するコークスや、粉状の石炭及び木炭を混合して成型した燃料であ

る豆炭、練炭も該当する。

なお、天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。

- (8) 「木材加工品」は、製材した木材、板、柱及びこれらを組み立てた家具類等の木工製品である。

なお、原木（立ち木を切り出した丸太）や水中に貯蔵している木材は該当しない。ただし、丸太のまま使用する電柱材、木箱、建築用足場は該当する。

「木くず」は、製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端である。このうち、軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは該当しない。

- (9) 「合成樹脂類」は、別表第8備考第9号に定めるもので、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で樹脂状のものの総称である。

これらのうち、同号の除外物品については、すでに指定可燃物として指定されているため、合成樹脂類から除外されるものである。ただし、プラスチックフィルムは、合成樹脂に該当するものである。

また、塗料、接着剤等に使用される合成樹脂類は、一般的に液状であり、法別表に定める危険物又は可燃性液体類に該当するものもあることから、固体のものに限定したものである。

別表第8の合成樹脂類は、内部に気泡を有するもの（発泡させたもの）とその他のものに分けられているが、その境目は発泡倍率概ね6以上のものを発泡させたものとしている。

また、ゴム類は、天然ゴム、合成ゴムの別を問わず、廃物ゴムを再利用のために加工した再生ゴムもこれに該当する。

ゴムは不飽和性が大きいいため、空気中の酸素で酸化され発熱して自然発火する危険性を有している。

ここで、合成樹脂類の不燃性又は難燃性の判断は、試験の再現性等を考慮してJIS K7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験法」に定める酸素指数法により判断し、当該試験法に基づく酸素指数が、26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うこととする。

- 2 「貯蔵及び取扱い」とは、一定量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、工場において製造、加工する場合等をいうものであり、一定場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子等、ホテルのベッド類、倉庫の保温保冷のための断熱材として使用しているものは該当しない。

指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定は棟単位を原則とするが、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物に建基法令第112条に規定する防火区画が存する場合は、それぞれ別々に算定することとして取り扱う。指定可燃物の容積又は重量の算定は、実際の指定可燃物の容積又は重量を算定し、箱型に成形されている場合等の空間部分は算入しない。

### 3 第1項第1号

本号は、綿花類の性質から考慮して、みだりに火を使用することを禁止した規定である。これについては、第31条第1号の解説を参照すること。

### 4 第1項第2号

「みだりに」に該当しないのは、係員以外の者の出入りでも当該貯蔵取扱場所の管理者の管理権が十分行使し得る状況の場合が考えられる。

### 5 第1項第3号

「区分して整理する」とは、綿花類等を危険物と同じ場所に貯蔵し、又は取り扱う場合は、その性質からみて、いっしょに雑然と取り扱われることは、危険性が增大することとなるので、危険物とは、火災予防上安全な距離（おおむね1メートル以上）を保ち、区分して整理すべきことをいうものである。

また、地震等に対する落下、飛散等防止措置としては、囲い、ロープ掛け等の措置があげられる。

### 6 第1項第4号

本号は、製造、加工等によって生じた綿花類等のくず、かす等を放置しておくことは火災予防上危険であるから、その日に生じたくず、かす等はその日のうちに火災予防上安全な場所で処理すべきである旨を規定したものである。

「廃棄」としては、埋没し、又は他に危害を及ぼさない方法で焼却すること等がある。

### 7 第1項第5号

再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（廃棄物固形化燃料等）については、特に火災発生の危険性が大きいいためこのような対策が定められた。

廃棄物固形化燃料等には、RDF（Refuse Derived Fuel）が該当し、RPF（Refuse Paper & Plastic Fuel）は該当しない。

### 8 第1項第5号ア

廃棄物固形化燃料（RDF）については、発熱等を防止するため水分を10パーセント以下のできる限り低い管理値に設定すること。

### 9 第1項第5号イ

製造後の廃棄物固形化燃料等については、十分に冷却されたものを受け入れること。

### 10 第1項第5号ウ

廃棄物固形化燃料等は、集積量が多くなるほど、また、保管が長期になるほど発火危険が高まることから、集積高さを5メートル以下に制限し、発熱、発火しにくくするとともに、万が一発火した場合においても、消火活動が容易に行えるようにしたもの。

集積高さについては、廃棄物固形化燃料等の性状管理、換気等による貯蔵条件管理等に応じた集

積高さとする。又長期保管となる場合は、廃棄物固形化燃料等を少なくとも3箇月に1回以上保管場所から全量の掻き出しを行うこと。

#### 11 第5号エ

廃棄物固形化燃料等を温度測定装置及び可燃性ガス測定装置等により状態を把握し、測定値の変化に応じた適切な対応措置が図られるようにする。

#### 12 第2項第1号

本号については、第32条の2第2項第1号を参照すること。

綿花類を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識は、「指定可燃物貯蔵取扱所」とすること。

#### 13 第2項第2号

ただし書は、例えば、石炭・木炭類を製鉄会社や電力会社において貯蔵する場合には、集積単位を規制することが難しい実態にあるので、温度計等により監視するとともに、適温を超えた場合には散水を行うこと等により温度を下げる設備を設置している場合には、火災予防上支障がないと認めて集積単位の規制を行わないこととしたものである。なお、合成樹脂類は、本号の対象とせず、第2項第3号でその集積単位を定めている。

#### 14 第2項第3号ア

第3号アは、第2号と同様の趣旨であるが、特に合成樹脂類の製造工程の実態を考慮し、合成樹脂類を集積する場合には、500平方メートル以下ごとに区分して集積し、集積面積に応じ、表のように集積単位相互間の距離を保有することを定めたものである。

また、ただし書は、具体的に定めている散水設備に限らず、不燃材料による区画、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備等の防火上有効な措置を講ずることによって、集積単位の規制を行わないこととするものである。

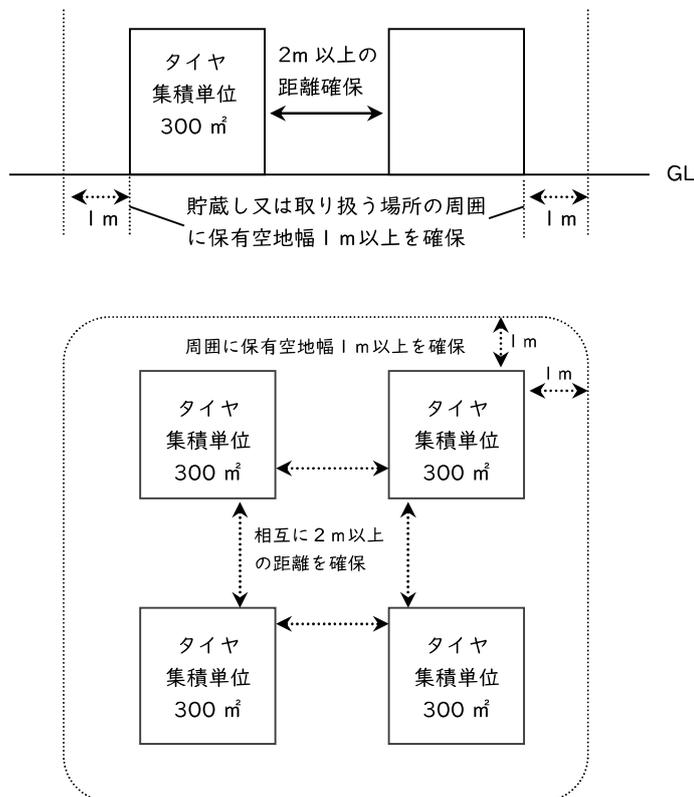
#### 15 第2項第3号イ

火災拡大防止を図るため、屋外の場所において貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に、別表第8で定める数量の倍数に応じて1メートルから3メートル以上の幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けることを定めたものである。(図35参照)

図 35 保有空地の具体例

タイヤ 6,000kg 貯蔵の場合の保有空地の例

※ 空地の保有については、当該貯蔵施設が火災になった場合、他への延焼を防止するための空地であり、かつ、消防活動に使用するための空地である。



16 第2項第3号ウ

「不燃性の材料を用いて区画する」とは、不燃材料又はこれに類する防火性を有する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画し、火災被害の局限化を図ることである。

17 第2項第3号エ

本号は、多量の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合の延焼危険及び消火の困難を考慮し、天井及び壁の材質の規制をしたものである。

18 第2項第4号ア

廃棄物固形化燃料等は、ひとたび発熱・発火すると消火が非常に困難となるため、速やかに発熱等の拡大防止を図るために設置されるものである。